

2008（平成20）年3月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

県職員旅費二重取り問題についての申入書

〒980-0021 仙台市青葉区中央4丁目3番28号 朝市ビル3階

申入人 仙台市民オンブズマン

代 表 十 河 弘

tel022-227-9900 fax022-227-3267

第1 申入の趣旨

- 1 宮城県職員の旅費二重取り問題について、速やかに実態を調査して、その結果を県民に公表すること。
- 2 通勤区間と同じ区間を出張する場合、公共交通機関利用、自家用車利用を問わず、旅費の支給を廃止すること。
- 3 県内出張の場合の日当を廃止すること。
- 4 上記2及び3を具現化するために職員等の旅費に関する条例を改正すること。

第2 申入の理由

- 1 県職員の旅費二重取り問題（通勤区間と同じ区間を出張する場合に、通勤手当とは別に旅費の支給を受けていること）について、仙台市民オンブズマンでは石巻県税事務所、大崎県税事務所、石巻県税事務所、大崎土木事務所、石巻地方振興事務所、及び大崎地方振興事務所に勤務する仙台市在住職員に関する平成18年度の旅費支給状況を情報公開条例に基づき開示された資料により分析しました。そうしたところ、合計314万275円の旅費二重取りが判明しました。そこで、仙台市民オンブズマンは本日、上記旅費二重取りについての住民監査請求を行いました。
- 2 旅費二重取りは、法形式的には適法とも言えるかもしれませんが、しかし、旅

費二重支給を受けている当該職員は、仙台市から各勤務先までの通勤手当の支給を受けており、これとは別に仙台市までの出張の際に交通費を支給することは、交通費の二重支給であり、公共交通機関利用であろうと自家用車利用であろうと全く必要のない支給です。にもかかわらず、職員等の旅費に関する条例41条1項を適用せずに交通費を支給することは、明らかに不当であるとともに、旅行任命権者の裁量権濫用・逸脱も明白であります。

日当についても、出張目的の多くが「事務打合せ」や「会議」、「用務」であることに鑑みれば、ほとんどが数十分から数時間程度のものであると考えられます。また、そもそも出張自体が当該職員の業務に関するものであると考えられますので、そのような出張に日当を支給すること自体の合理性も疑わしいと言わざるを得ません。従って、前記各出張に日当を支給する必要性・合理性は乏しく、そのような出張に対して職員等の旅費に関する条例41条1項を適用せずに日当を支給することは、明らかに不当であるとともに、旅行任命権者の裁量権濫用・逸脱であります。

- 3 宮城県においても、本件旅費二重取り問題発覚後、旅費支給基準の見直しがなされております。しかし、新基準によっても旅費二重取りを根絶するものとは言えません。

無駄な支出を削減するためには、まず実態を調査把握した上で、交通手段を問わず旅費の二重支給を認めないかたちで職員等の旅費に関する条例を改正すべきです。また、あわせて県内出張の場合における日当の支給も廃止すべきです。

以上、申入れいたしますので、真摯なご対応をお願い致します。

以 上